

令和2年4月8日

保護者各位

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

「緊急事態宣言」発令に伴う

清瀬市内保育園 新型コロナウイルス感染防止のための保育園登園自粛要請について

既に報道等で発表されておりますが、令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令された状況を踏まえ、清瀬市では保育園を開園いたしますが、これまでは「家庭保育協力の依頼」としていましたが、**「保育園登園自粛要請」**とさせていただきます。

保護者の皆様には、このような緊急の事情をご理解いただき、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。今後も状況等に変更がありましたら、随時お知らせしてまいります。

1 保育園登園自粛の要請について

感染症拡大防止のため、原則として医療職やライフラインを維持する職種など社会的要請の強い職業の方などを除いて、緊急事態宣言が発令されている期間(現状では令和2年5月6日まで)ご家庭での保育を行っていただき、できる限り保育園等への登園の自粛を要請いたします。

ただし、この要請は、保護者の皆様の必要な保育をお断りするものではありませんので、保育が必要な際は、通常通りの保育を行います。

なお、園児等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、今後の感染拡大の状況によっては、保育園等の臨時休園等を検討することがあります。

2 保育料及び給食費について

ご家庭での保育にご協力いただき、1日以上のご欠席があった場合及び臨時休園等の期間の欠席については、保育料及び給食費を日割計算いたします。

保育料については、大変恐縮ですが、一旦、通常どおりお支払いいただき、令和2年6月以降に、日割した保育料との差額を調整します。手続きについては、詳細が決まり次第、別途ご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

3 その他

事業所等から清瀬市からの自粛要請をした旨の通知が必要な場合には、別紙「清瀬市における保育園登園自粛要請について(通知)」をご活用ください。

【問合せ先】

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

TEL 042-497-2086(直通)

令和2年4月8日

関係各位

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

清瀬市における保育園登園自粛要請について(通知)

令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令された状況を踏まえ、清瀬市では保育園を利用されている保護者に対して、保育園の登園を自粛し家庭での保育を下記のとおり要請いたします。保護者の皆様には、このような緊急の事情をご理解いただき、特段のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 自粛要請期間

令和2年4月13日(月)から令和2年5月6日(水)まで

※国の緊急事態宣言が延長された場合は、その期間となります

【問合せ先】

清瀬市子ども家庭部子育て支援課

TEL 042-497-2086(直通)